

平成 29 年度事業計画

公益財団法人国際人材育成機構

平成29年度事業計画

平成3年12月2日財団法人中小企業国際人材育成機構として労働大臣（現厚生労働大臣）の許可を得て設立され平成23年3月29日に内閣総理大臣から公益財団法人国際人材育成機構（略称アイム・ジャパン以下「当機構」という。）として認定を受け、開発途上国の経済発展、国際相互理解の促進及びわが国の社会と産業の健全な発展に寄与することを目的に、開発途上国からの外国人技能実習生受入事業（以下「実習生受入事業」という。）、開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業、開発途上国との青少年親善交流事業等を実施し、若者の未来に携わる公益財団法人としての責務を誠実に果たし、その実績を積み重ねているところである。

特に、主要事業である実習生受入事業については、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）、タイ王国（以下「タイ」という。）及びベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）等の国々の国策となっている人材育成政策に協力し、当機構と外国人技能実習生受入企業（以下「受入企業」という。）が共同して、当該国から継続的に外国人技能実習生（以下「実習生」という。）を受け入れているところである。本年度はバングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」という。）から政府直接派遣技能実習生を初めて受入計画していることから、バングラデシュ政府と連携を密にし、当該国政府直接派遣技能実習生の円滑な受入れに対応することとする。

これまで当機構は、日本国内の実習生受入事業に留まらず、帰国後、母国で起業する多くの成功者を輩出している。なかでもインドネシアでは、5,000名を超える帰国実習生が社長として祖国の経済発展の一端を担って活躍して、全国規模での「アイム・ジャパン社長の会」（以下「社長の会」という。）が組織される等、帰国実習生の活躍を通じた成果など当機構の取組みが高い評価を受けているところである。またインドネシアに続いて、タイにおいても、同様に起業に成功する者が続き、社長の会が昨年結成されるなど人材育成が結実し、タイ王国労働大臣から感謝の意を表される荣誉に預かったところである。

当機構としては、平成28年11月28日に公布された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「技能実習法」という。）に則り、名実ともに日本最大の実習生受入事業を行う監理団体（以下「監理団体」という。）として、誠

実かつ適正な事業運営に努め、技能実習法の基本理念、同方針を推進し、他団体の模範となるよう役職員一同日々自己研鑽に励み、実習生受入事業におけるより一層のコンプライアンスに努め技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際貢献に尽力していくこととする。

また、当機構が中心的役割を果たしている「外国人技能実習生受入れ団体中央連絡協議会」においても、技能実習法に則り、加盟団体及び傘下受入企業に対し、事業の適正化を積極的に訴えることとする。当機構としては、日本社会の理解を得るためにも、公益財団法人としての社会的責任を強く認識した実習生受入事業を推進展開し、内外からの評価を高めるべく、その適正な実施に全力をあげることとする。同時に、わが国及び東南アジア諸国をとりまく経済環境の変化にも即応し、人づくりを通じて、派遣国の経済発展に寄与するために技能実習制度の一層の充実とその展開を図ることとし、受入企業を始め関係者の皆様のご協力のもと、役職員一丸となってその総力を結集していくこととする。

なお、当機構は技能実習法の定める、真に優良と認められる監理団体としての「一般監理事業」の許可を受けるべく、主務省令で定める基準に従って監理事業を適正に行うに足りる能力を高め、監理団体が、技能実習の適正な実施及び実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、その責務を全うするために、機構内の体制を整備するとともに、会員企業への技能実習法の周知を初め、技能実習計画の認定に向けた指導に最善を尽くすこととする。同時に、実習生が技能等の適正な習得、習熟又は熟達（以下「習得等」という。）する機会を与える為に、技能検定試験 3 級又はこれに相当する技能評価試験の（以下「技能検定 3 級試験等」という。）合格を推奨することとする。

以上のことを基本認識とし、以下の事業を推進するものとする。

記

1 実習生受入事業及び同事業の実施に必要な職業紹介事業の実施

(1) 派遣国政府との協議

開発途上国の青年の人材育成等のために、当該派遣国政府と一体となって実施している実習生受入事業をより効率的かつ効果的に実施し、技能実習法に則した基本協定・実務協定を締結し、AIM・ジャパン技能実習プログラムを一層発展させるため、当該派遣国政府との協議を随時かつ円滑に進めることとする。

なお、現在、当機構に対して現派遣国政府以外の開発途上国政府から実習生受入を要請されているところであり、今後、当該政府と試行的な受入れを進めていくこととする。

(2) 実習生受入事業の実施

ア 実習生受入活動

当機構の所期の目的達成と事業運営の確固たる基盤づくりのため、コンプライアンスを徹底し、新規受入会員企業の獲得と実習生再受入の確実な実施を最重点課題とする。本年度はインドネシア、タイ、ベトナム及びバングラデシュを合わせ実習生受入計画数2,800名（インドネシア1,300名、タイ500名、ベトナム900名、バングラデシュ100名）の達成を図る。加えて、平成23年度にILO協会から引き継いだ事業の対象者（フィリピン共和国）として80名の受入れを計画する。

イ 実習生の質の向上

実習生が制度の趣旨に沿った技能実習を全うするためには、日本への適応、日本語能力の向上が不可欠であるところ、受入企業への配属前に以下の講習を行う。

(ア) 日本の生活等への適応

a 技能実習が円滑に行われるよう、日本の風俗、習慣等を理解させるため、日本人スタッフによる教育の徹底を図る。

b 実習生が適法に在留するための知識や労働者として受ける法的保護

に関する知識について教育を行う。

- c 技能の修得等を安全に行うための知識、規律正しい生活を行うためのルールについて教育を行う。
- d 建設関連の実習生が増加することに鑑み、平成26年度当機構作成のテキスト「建築現場の安全」を活用しつつ、技能講習時に建設業における安全教育を行う。
- e 平成27年度第7陣から建築関連実習生への「足場」の特別教育を開始しており、今年度も継続して実施していく予定である。
- f また、今年度より受入を開始予定であるバングラデシュの実習生に対しても同様に日本への適応能力向上の為の教育の徹底を図って行くこととする。

(イ) 日本語能力の向上

- a 実習生に対し当面、当機構オリジナルの3年日誌を配付し、実習期間を通して記述するよう指導を行う。
- b 入国時は日本語能力試験のレベルN4、入国1年後はN3、帰国時はN2以上の合格を目標に事前講習、集合講習及び受入企業配属後における継続的日本語教育の強化を図る。特に、技能実習制度の改正と併せて介護職種の追加が明らかとなっているところ、入国時にはN4、入国1年後にはN3の日本語能力の取得が要件として設定される方向性があり、派遣国との連携も図りつつ、日本語教育の一層の充実を図る。
- c 配属直後、生産現場及び建築現場で日常的に使用される用語等実践で使える日本語の表現・語彙等を新たに調査し、文法や一般的な日本語だけではなく、即戦力となれるような日本語の表現及び理解力向上の為の日本語の授業にシフトしていく。
- d 日本語能力試験の全員受験を奨励するため、各支局において実習生全員に願書及び練習問題を無料で配付し、各人の受験申し込み状況を確実に把握するとともに、日本語講座の充実を図り、N3以上の合格

者に対しては表彰を行うこととする。併せてアテンド職員による日本語能力向上についてチェックを徹底する。

(ウ) 実習生のモチベーションの維持及び向上

実習生が初心を忘れず、技能実習の全期間を通じ、モチベーションを維持、向上させることが必要である。そのため、次のことを重点的に指導する。

- a 日本語能力の向上が、日本での技能実習の成功に不可欠であること及び帰国後の就職活動において有利であること。
- b 技能実習期間中に学んだ技能等、日本人の働き方、日本的な労働慣行、生産管理及びコスト意識等は、帰国後の起業に際して大いに役立つこと。

(エ) スーパーバイザー教育の実施

派遣国政府からの強い要望の元で、技能実習法に基づいて、4年目5年目に移行した実習生に対して、帰国後、中間管理職として、又は起業家として、使用者を管理することが期待されることから、技術等の習得のみならず、管理者としての能力向上を目的とした一般財団法人国際技能・技術振興財団によるスーパーバイザー教育の通信教育を実施することとする。

ウ 開発途上国の貧困な青年への人材育成事業

開発途上国の貧困な青年で意欲や能力があっても貧困により就学の機会を得られなかった青年に対し、技能・技術労働者として育成し、貧困からの脱却を図ることを目的に、開発途上国において無償事前訓練をすることとし、訓練合格者にはアイム・ジャパン技能実習プログラムへの応募資格を付与する人材育成事業を引続き実施する。

エ 寄附活動

本年度の寄附活動は、当機構の寄附金等取扱規程第2条第2項に基づく一般寄附金として実施するものとする。

オ 実習生受入手続の支援

平成29年度は、新たに成立した技能実習法の施行に伴い大幅な手続きの変更が生じることが見込まれるところ、実習生の入国期限厳守を徹底して、在留資格認定証明書の早期交付を優先とした対応を図り、実習生の入国、集合講習後の企業配属等が円滑に実施できるよう努めることとする。

カ 適正な実習環境の整備、向上

(ア) 受入企業に対する監査及び訪問指導の実施

当機構は、平成25年12月に改訂された法務省指針及び技能実習法の施行に対応した監査を行うとともに、「技能実習1号」の活動期間中のみならず「技能実習2号及び3号」の活動期間中も月1回以上の訪問指導を行う。また、不正行為の事実が判明した受入企業に対しては、特別監査を実施している。これら監査及び訪問指導を確実に実施し、受入企業に対し適正な技能実習の実施と労働関係法令の順守について周知徹底に努めることとする。また、平成27年から開始された外国人建設・造船就労者受入事業にかかる就労者受入企業に対しても、上記同様に的確な対応に努める。

(イ) 「受入企業総点検月間」の実施

上記の監査及び訪問指導のほかに、本年度も5月を「受入企業総点検月間」として、受入企業全社に対し法務省指針の不正行為及び技能実習法に係る事項及び労働関係法令・労働安全衛生法等の順守の実態を把握するために総点検を実施する。その結果、改善が必要とされる企業に対しては速やかな是正を要請する。

(ウ) 「受入企業懇談会」の開催

アトム・ジャパンセミナーと併せて、受入企業懇談会を開催し、技能実習法及び労働関係法令の順守について周知徹底を図り、受入企業における実習生に対する適切な接遇が得られること及び受入企業相互の問題点を討議すること、並びに当機構の事業運営の現況を説明するとともに受入企業から技能実習制度に関する各種意見をいただき、当機構の事業運営に反映させる。具体的には、各支局ごとに開催し、技能実習制度

に関する関係法令等の最新情報を当機構の専門知識を有する役職員が解説する場を設けるなど魅力あるものとする。また、当機構の会員・非会員を問わず、広く地域の企業に参加を呼びかけて充実を図る。

(エ) 「実習・生活指導員懇談会」の開催

受入企業の実習生に対する指導実務に携わる技能実習指導員及び生活指導員を対象に「実習・生活指導員懇談会」を開催し、技能実習における問題の発生防止及び解決方法等について情報及び意見を交換し、受入企業における技能実習指導及び生活指導の向上と適正な制度の運用に反映させる。また、技能実習法の適正な実施の徹底を図る。

(オ) アテンドマニュアルの改訂

アテンドマニュアルを技能実習法に対応した内容に改定する。

(カ) 技能検定等の受検奨励

技能実習制度では、「技能実習1号」から「技能実習2号」への移行に際し技能検定基礎級（現行基礎2級）への合格が要件とされている。同様に技能実習法による「技能実習3号」の要件として、少なくとも技能検定3級試験等の実技試験合格が必要とされていることから、実習3年目での技能検定3級試験等の受検奨励と合格率の向上を図ることとする。

また、帰国後、母国の経済発展に寄与できるような有用な人材に実習生を育成するために実施するスーパーバイザー教育の通信教育受講を支援することとする。

(キ) 支局職員を対象とする技能実習法にかかる研修会の実施

技能実習制度改正によって要求される更なる適正化対応に向け、支局職員及び指導的立場の職員（次長クラス）に対する研修会を実施する。

(ク) 実習生の在留に係る手続の支援

実習生が適切に技能実習を行うために必要な在留関係諸申請、在留カードの紛失にかかる再発行、駐日大使館への在留届等の手続支援を行う。

また、実習生の「技能実習2号」及び「技能実習3号」への移行に伴う技能検定の受検申請手続き等、実習生に対する在留上の便宜や支援を図ることとする。

キ 実習生に係る相談、指導の迅速な対応

技能実習法の一般監理事業に係る許可基準の一つであり、実習生が抱えている悩みや疑問等に対応するため、以下を実施する。

(ア) 実習生のための電話相談等

a アテンド担当職員の携帯電話番号を実習生に通知し、24時間対応で実習生の相談等に対し適切かつ迅速に対応する。

b 本部に設置しているフリーダイヤル電話（24時間対応）により、インドネシア語、タイ語、ベトナム語及び英語を話せる職員が実習生の相談に応じる。

c イブクー（私の母）制度（インドネシア）、ピーチャイ・ピーサオ（兄姉）制度（タイ）及びアイン・エム（兄弟）制度（ベトナム）等により、それぞれの派遣国の出身者をカウンセラーとして委嘱し、在宅で実習生からの電話相談に母国語で応じ、適切な助言・指導を与える。 バングラデシュについても、ベンガル語で対応できる体制を整えることとする。

(イ) 指導文書による生活指導

5月の連休、お盆休み、年末年始の休暇休業等の前に、それぞれに係る注意事項等指導するとともに失踪防止、交通安全と事故防止等、日常生活の支障となる事柄を防止するための指導文書を作成し、アテンド担当職員から実習生及び受入企業に配布する。また、インドネシア・バングラデシュ（イスラム教徒）の実習生については断食と日本の猛暑時期が重なることが多いことからその時期に応じた内容（健康上の留意点や生活等）に関する指導文書を別途発送する。

(ウ) 意欲向上のための表彰

受入企業及び当機構の推薦に基づいて在京インドネシア大使及び在

大阪同国総領事による優良実習生への賞詞授与に対して積極的に支援する。

(エ) 実習生に対する駐日派遣国大使館等による指導

派遣国政府と一体となって事業を推進するという基本方針に基づき、駐日派遣国大使館等の協力の下に、大使館員による受入企業及び実習生の宿舍訪問、「実習生休日の集い」及び集合講習等を通じて、失踪防止も含めた生活指導を強化・徹底する。

ク 失踪防止対策

実習生の失踪は、わが国の社会と産業の健全な発展を妨げ、技能実習制度の根幹を揺るがす重大な問題であり、失踪の防止・抑止対策は極めて重要な課題である。失踪者の根絶に向け、「失踪防止対策要綱」に基づき、実習生の派遣国政府及び同駐日大使館と連携を強化しながら一層の工夫を凝らし、実習生の立場に立った継続的改善を実行しつつ、職員一丸となって総合的な失踪防止に取り組むこととする。

ケ 安全衛生対策

(ア) 労働災害防止対策

事故や労働災害の発生を未然に防止するための安全衛生対策を確実に実施するよう受入れ企業に対して要請するとともに、実習生に対しては、法令の周知と安全な作業方法を確実に履行するよう指導を行う。

特に、法定資格を必要とするフォークリフト運転、床上操作式クレーン運転、玉掛け作業等の就業制限業務等に実習生が無資格で作業に就くことのないように指導の徹底を図る。

このため、新規に入国する実習生及び在留生を対象に、企業引継ぎ前又は引継ぎ後に必要に応じて技能講習資格を取得させるための受講支援を実施するなど、以下の対策を推進する。

- a 企業引継ぎ前に技能講習の資格を取得するための受講支援
- b 在留生が技能講習を受講する際の外国語訳補助テキスト配付による受講支援

- c 法定の特別教育（吊り上げ荷重5トン未満の床上操作式クレーン、アーク溶接）に対する学科教育の実施
- d 安全衛生意識の高揚を図るための「安全衛生大会」の開催及び広報誌「IMJ a p a n ニュース&みんなのひろば」に災害防止関係の記事の掲載
- e 安全衛生ステッカー・安全手拭（ベトナム、タイ、インドネシア語、英語訳）の作成・配付
- f 安全週間の実施及び受入企業自主点検票の配付
- g 事故調査及び再発防止対策指導の実施

(イ) 職員用の安全衛生関係の教材（仮称「安全衛生管理のあらまし」）を作成する。

(ウ) 健康診断の実施等

全ての実習生に対し、入国前1ヶ月以内に送出し国において健康診断を行い、かつ入国後早期に健康診断（雇い入れ時健康診断項目のすべての項目）及び検便による腸内細菌検査を実施するとともに、集合講習中の日々の健康状態を観察し、体調不良を訴える実習生に対して適切な処置を行い、健康上問題がある実習生の企業配属を未然に防止する。

(エ) 「安全衛生ポスターコンクール」の実施

災害や事故を防ぎ、日々健やかに実習できるよう仲間たちに訴える標語及びスローガンを入れた「安全衛生ポスターコンクール」を実施し、優秀作品を表彰する。

コ 実習生福利厚生事業

(ア) 「作文コンクール」の実施

実習生の日本語能力の向上を図ることを目的に、「AIM・ジャパン作文コンクール」を実施し、優秀作品に対する表彰を行う。多数の応募を奨励するため、各支局で行う日本語講座等を通じ作文指導を行う。また、多数の応募を奨励するため、昨年と同様に第1号実習生について別枠を設け、第2号実習生とは別に表彰対象とすることとし、第1号実習

生にも応募の動機付けを図っていくこととする。

(イ) 実習生向け情報誌「みんなのひろば」の発行

実習生向け情報誌「みんなのひろば」を発行し、実習生の日本語能力向上に役立てるとともに、それを通して技能実習効果の改善や地域社会との交流を深めることを推進する。

サ 実習生の適正かつ厳正な選抜に対する支援

派遣国政府が実施する実習生の選抜について、実習生募集地域の選定等に関し密に協議を行う等募集担当者との連携強化を図ることにより、適正かつ厳正に実施されるよう積極的に支援する。

シ 集合講習等の効果的な実施

(ア) 事前講習（入国前の講習）

- a 派遣国政府が実施する事前講習について、当機構はこれに積極的に協力する。また、技能実習の効果をあげるためには、高い日本語能力を身につけることが重要であることから、引き続き日本語能力の一層の向上を図ることとし、特に聴解能力を向上させるため、実習生相互によるロール・プレイング（役割演技）訓練を実施する。また日本語能力の不足及び技能実習意欲の欠如等については厳しく審査を行い、適正を欠く者を入国前に排除するよう派遣国政府に要請する。
- b 事前講習については受入企業への配属時に日本語能力N4レベルを目標としての指導を行い、日本において優れた実習生と認められる人材の育成に努める。
- c 事前講習においては、実習生の安全と健康を確保するため、危険予知活動（KYT）を含む安全衛生の基礎知識を教育する。
- d 事前講習期間中は厳格な規律訓練を行い、頑健かつ規律正しい実習生の育成に努める。
- e 自分の将来について具体的な計画を立て、達成する方策を自ら模索することを課題とした演習を取り入れ、しっかりと目的意識を持ち、日本での技能実習に取り組むことのできる実習生の育成に努める。

f ベトナム及びインドネシアにおいては事前講習の中で建設関連職種（鉄筋、型枠、とび）の技能講習が2週間行われるところ、同講習の実施は、職種のアンマッチを防ぎ、企業配属直後から実習生が技能実習に円滑に移行でき、技能実習の理解を早め習熟度を高めること、ひいては技能実習制度の本旨である技能移転に高く貢献することから、引き続き支援していくこととする。

(イ) 集合講習（入国直後の講習）

アイム・ジャパントレーニングセンター春日部1号館（埼玉県春日部市）及び平成28年10月新設の2号館（南柏千葉県流山市 トレーニングセンターは統合により廃止）を使用し、コミュニケーション能力の向上を図るための日本語、日本における生活一般の知識、技能習得に関する知識及び外部専門家による技能実習法、入管法、及び労働関係法令、実習生の法的保護に必要な情報等の教育を行うとともに以下の事項にも重点を置いて円滑かつ効果的な集合講習を実施する。また、アイム・ジャパン職員の日本語教師の育成にも努め、今後当機構職員が事前講習における日本語教育のレベルアップ支援を含めた日本語教育のさらなる充実を図る体制を構築する。

- a 技能実習制度の目的及び意義、実習生にかかわる諸規則等の遵守についての指導を強化する。
- b 実習生としての目的意識を明確に植え付け、自己の行動に対する責任感を十分身に付けた実習生の育成に努める。
- c 失踪は、違法行為であること及び受入企業、派遣国政府等に多大な迷惑となることを十分に認識させる等失踪防止のための指導を強化する。
- d 労働災害を防止するため安全衛生意識の高揚を図り、特別教育（学科部分）を実施する。
- e 日本語能力、実習意欲等に問題があり、実習生として円滑・適正に技能実習生活を送り難い不適格性が認められる者は、受入企業へ配属

する前の帰国を選択する。

- f 事前講習と入国後の集合講習との連携を強化し、実習生個々の質の向上に努める。

ス 帰国実習生に対する技能実習修了証書の発行

技能実習を終了し帰国する実習生に対しては、その成果を称え、帰国時に当機構が技能実習修了証書を発行し、同証書の裏面には、実習期間中に取得した資格を記載し、帰国後の就職活動等に資することとする。

セ 帰国実習生に対する就職支援

- (ア) ベトナムの帰国実習生の就職促進については、ハノイ駐在員事務所を通じ、積極的に同国労働・傷病兵・社会省に協力し、同省主催による就職面接会の支援を行い、就職率の向上を図るとともに、帰国後の実態についても定期的な調査を行う。

- (イ) インドネシアの帰国実習生の就職促進については同国労働移住省が実施する帰国実習生に対する集団就職面接会の支援を行うほか、以下の各種施策について、同国労働移住省に対して側面的支援を行い、就職率の向上を図るとともに、帰国後の実態について定期的な調査を行う。

- a 州労働局を通じて就職相談窓口の設置
- b 就職機会の促進を図るためにインドネシア版“ハローワーク”への登録勧奨
- c IT機能を活用した就職情報提供
- d インドネシア労働移住省及び当機構独自の調査による帰国実習生の帰国後の実態把握
- e 「帰国実習生」の会の組織化
企業家を組織するための支援（社長の会）
- f 実習生に対する起業セミナーへの支援
実習中のインドネシア実習生の帰国後の就職・起業支援を図るために、インドネシア労働移住省、協同組合中小企業省主催の「起業セミナー」を駐日大使館と連携して積極的に支援する。

(ウ) タイの帰国実習生の就職促進については、バンコク駐在員事務所を通じ、積極的に同国労働省に協力し、同省主催による就職面接会の支援、起業家を組織するための支援（社長の会）を行い、就職率の向上を図るとともに、帰国後の実態についても定期的な調査を行う。

(エ) 日本国内においては、既に派遣国に進出している企業及び進出を検討している企業に対して技能実習制度の概要を説明し、帰国実習生の現地採用が円滑に運ぶよう情報提供に努める。

ソ 広報活動

(ア) 図書発行

実習生派遣国の経済環境情報をはじめ、政治・文化等の情報について、現地駐在員事務所、国内関係機関等を通じ情報収集に努め、小冊子を企業等に無料で提供する。

(イ) 広報活動

当機構の目的、事業内容及び実績等を広く周知し、企業におけるグローバル化の対応の一環として、これらの事業の活用を図ることが極めて有効であるとの認識が社会に広まるよう努めるものとする。特に、技能実習制度について、広範に啓蒙することを目的として、日刊紙、雑誌、業界紙等へのパブリシティ活動の展開やホームページの制作など広報の強化を図り、もって、実習生受入事業の拡大、発展につなげるものとする。

(ウ) 広報誌発行

広く一般への技能実習制度の意義と同制度に基づく実習生の活躍ぶりを紹介し、その活用が開発途上国への人材育成を通じた経済発展に資することを周知するため「アイム・ジャパンニュース」を発行する。

(エ) カレンダーの作成、配布

当機構と実習生、受入企業との連携をより強固なものにするるとともに、新規会員企業の獲得につながるよう、平成30年のカレンダーを作成し、会員企業等に配布することとする。

タ 対外講演会等の開催

(ア) 「人材育成セミナー」の開催

技能実習法及びその関連法令、さらには実習生派遣国の国情、生活慣習、国民性等についての十分な知識と理解を深め、国際化に対応する人材育成及び国際相互理解の促進を図るために、当該国の駐日大使館の協力を得て、会員企業、一般の方々を対象とする「人材育成セミナー」を開催する。

(イ) 「講演会」等の開催

企業の国際化を支援し、会員企業をはじめ一般の方々を対象に技能実習制度の普及を図るとともに、開発途上国への人材育成を通じた経済協力に寄与するため、「講演会」等を開催する。

(3) 実習生受入事業に関する無料職業紹介事業の実施

派遣国政府等とともに、実習生候補者と受入企業との間の無料職業紹介事業を実施しているところ、本年度においても引続き適正に務めていくこととする。

なお、当機構は平成22年4月1日付13-ム-300032号（有効期間：平成32年3月31日）をもって、厚生労働大臣から無料職業紹介事業の許可を取得している。

2 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

(1) 情報資料の提供

「海外投資情報」を隔月発行し、広報誌と併せ関係企業に送付するとともに、派遣国の社会経済情勢、労働事情の情報を収集し、海外進出を希望する企業に提供する。

(2) 海外投資相談

中小企業の海外進出を支援することを目的に、会員企業及び非会員企業関係者からの相談に積極的に対応する。

(3) 現地訪問団等の派遣

実習生の受入企業の派遣国に対する理解の向上を図るために、当該国の駐日大使館等の協力を得ながら派遣国への現地訪問団の派遣を実施する。また、本年度

から受入を開始するバングラデシュについては、現地視察団の派遣を実施する。

(4) 「海外投資セミナー・ミニセミナー」の開催

会員企業、海外進出を検討している企業等を対象に派遣国の「海外投資セミナー」を開催する。また、駐日大使館経済部、総領事館等の協力を得て、最低2～3社を単位とした小規模な投資セミナー（ミニセミナー）を実施する。

3 開発途上国との青少年親善交流事業の実施

国際的相互理解の促進を図ることを目的に日本と開発途上国の青少年の相互交流を行う人材交流事業を実施する。

4 外国人建設就労者受入事業等及びこれらの事業に必要な無料職業紹介事業の実施

復興事業の一層の加速化を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連の建設需要に適確に対応するため、平成27年4月から平成33年3月末までの間、緊急かつ時限的な措置として、技能実習修了者を外国人建設就労者、外国人造船就労者として受入れを行う外国人建設就労者受入事業及び外国人造船就労者受入事業については、当機構として、引き続き途上国の人材育成に貢献していく見地から、技能実習制度の一層の活用を図るよう受入企業にも協力を求めながら、個々の受入企業の事情やニーズをくみ取りつつ、これら事業の活用にも対応していくこととする。

なお、平成27年8月から受け入れを開始した建設・造船就労者（特定活動）受入れ事業は、現在、国土交通省による適正監理計画の認定を受けた約20社240名が入国済であるが、さらに本年度においても本制度による受入れ希望を表明している約20社の外国人就労者の受け入れについても支援等を予定している。

5 開発途上国政府派遣技術者等受入の検討

開発途上国の優秀な青年が日本の情報処理分野など先端技術等を有する企業で実務経験を積む機会を提供することにより、開発途上国の人材育成を図り、もって同国の経済発展の協力を資するとともに、技術者交流による国際相互理解及び友好親善の促進を目的とする、開発途上国政府派遣技術者等の受入について検討していくこととする。